

志布志市立野神小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 9 月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ防止対策推進法第 2 条」

< 具体的ないじめの態様（例） > ※「いじめ対策必携」（鹿児島県）参照

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1 件でも多く発見し、1 件でも多く解決する」という基本認識に立ち、野神小学校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

（いじめ防止対策推進法第 13 条）

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

- ① 「いじめは人間として絶対に許さない」「いじめを見過ごさない」という雰囲気を学校全体に醸成するとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。
- ② 全教育活動を通して、児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のために、児童の発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりする。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑥ いじめが発生した場合、学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

4 基本方針

学 校 教 育 目 標
人間尊重の精神の下 主体的に学び 心豊かでたくましい野神っ子を育成する

家庭・地域との連携	いじめ防止委員会	関係機関との連携
・ 公民館長 ・ PTA 会長 ・ 学校運営協議会 ・ 校区青少年健全	1 目的 「学校基本方針」を実行に移すために本委員会設置する。年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA）の中核を担う組織である	・ 市教育委員会 ・ SC ・ SSW ・ 教育支援教室 ・ 児童相談所

育成連絡協議会 ・各種団体連絡協議会 ・子ども110番の家	2 組織構成 校長，教頭，生徒指導主任，学級担任，養護教諭（※但し，重大事態発生時には，公民館長，PTA 会長などの協力も依頼する。）	・学校ネットパトロール ・芝用駐在所 ・野神子ども園 ・宇都中学校
-------------------------------------	--	--

○生徒指導体制（基本） ・生徒指導部会 ・連絡会（毎週水曜） ・職員会議後の時間 ・ネットパトロール ※生徒指導係を中心に全職員で関わる。 ○相談体制 ・SC の活用 ・SSW の活用 ・いじめ相談窓口設置 ○学校評価，学校関係者評価による状況確認	○職員研修の重点 ・『いじめ対策必携』の積極的活用 ・いじめアンケートの分析（4・9月） ・いじめに関する校内研修 ・道徳授業公開 （いじめ問題を考える週間，県民週間他） ・基本方針の見直し（2月） ○早期発見時の体制 ・いじめ防止委員会を召集，共通理解 ○重大事態への対応 ・第三者を加えたいじめ防止委員会の設置
--	---

いじめの未然防止

児童一人一人に，お互いがよさを認め合い，集団の一員として協力し合える人間関係を育むための教育活動の充実に学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また，命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ，思いやりの心や自他の生命を尊重する態度を育てるとともに，児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように指導する。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを理解させる。

○教職員の取組（そろえよう）

- ・人権意識を高め，いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり（全体・各学級）
- ・学習内容が分かり，全ての児童が参加する授業づくり
- ・年間計画に基づいた道徳授業公開（全担任）
- ・授業中の日常的な基本的生活習慣の指導の徹底
- ・『いじめ対策必携』を活用した研修
- ・定期的ないじめアンケートの実施や心の時間の活用

○児童の取組（そろえよう）

- ・日常から，規律正しい学校生活
- ・人とつながる喜びを味わう体験活動
- ・自己有用感を獲得するために，一人一役
- ・一人一人が活躍できる学習活動
- ・人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

○保護者の取組（語り合おう）

- ・PTA 全体会や学級 PTA で情報交換や意見交換
- ・家庭教育学級でいじめに関する研修
- ・子ども会や地域の行事への積極的な参加
- ・家族であいさつ，会話の充実

○地域の取組（ふれあおう）

- ・地域行事の工夫と活性化
- ・子ども会における体験活動の推進
- ・子どもへのあいさつ，声かけ運動

いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。また，おかしいと感じた児童がいる場合には，連絡会や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し，より大勢の目で当該児童を見守り，児童に安心感をもたせる。

計画的な教育相談やチャンス相談の充実を図るとともに，相談窓口を児童に周知する。また，「家庭におけるいじめられている子どもの出すサイン」の一覧を家庭に配付し，家庭と協力して早期発見に努める。

○教職員の取組

- ・ いじめアンケートや心の時間、定期的な個人面談、学校楽しい～との実施
- ・ 他児童・保護者からの情報提供等で前兆を発見した際
 - 1 連絡会がいじめ防止委員会を招集→現状報告と共通理解を図り、大勢の目で観察
(※メモなどに必ず残す)
 - 2 大勢の目で確認できた際は、早急に担任による教育相談
→児童に安心感を持たせるとともに、事実確認をする。

<事実確認項目>

 - ①誰が誰をいじているのか
 - ②いつ、どこで起こったのか
 - ③どんな内容のいじめか、どんな被害があったのか
 - ④いじめのきっかけは何か
 - ⑤いつから始まったのか
 - 3 場合に依じて、SCを活用する。

○児童の取組

- ・ 悩みがあれば、我慢せずに担任や養護教諭に相談
- ・ 悩んでいる友だちがいれば、話を聞いてあげるとともに、一緒に担任や養護教諭のところに行って相談できるように促してあげる。

○保護者の取組

- ・ 日常的な観察（細かい変化を見逃さない）
→気になったことはすぐ担任・学校に相談

○地域の取組

- ・ 登下校時の児童の様子について、学校に情報提供

いじめに対する措置

いじめ問題を発見したときには、認知した職員だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。また、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、児童や保護者の声に対して誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。

学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。また、関係する児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を取りながら、問題の改善・解決に向けて取り組む。

○教職員の取組

- ・ いじめ防止委員会を立ち上げ、対応を判断する。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認とともに、まず辛い気持ちに共感し、心の安定を図る。 ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・ 解決できる希望がもてることを伝える。 ・ 自尊感情を高めるような言葉かけができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめた気持ちや状況について十分聞き背景にも目を向けて指導する。 ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の基、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側に気持ちを認識させる。

いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。 ・ 学校の指導方針を伝達し、今後の対応について協議する。 ・ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・ 継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・ 家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・ 「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・ 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。



＜重大事態の発生＞

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
(児童が自殺を企図した場合) (心身に重大な障害を負った場合)
(金品等に重大な被害を被った場合) (精神性の疾患を発症した場合)
- ② 年間30日以上(目安)の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあり
設置者や学校の判断で重大事態と認識する場合
- ③ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎ 学校を調査主体とした場合

- 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報(事実)収集・記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告

＜事実確認項目＞

- ①いつ(いつ頃から) ②誰から行われ ③どのような様態であったか
- ④いじめを生んだ背景 ⑤児童の人間関係にどのような問題があったのか
- ⑥学校・教職員がどのように対応したか

【報告：学校長→市教育委員会→市長】

- 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供
 - ・適時、適切な方法で、経過報告する。
 - ・個人情報に十分配慮する。(※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない)
 - ・アンケート実施する際は、その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明する。
- ◎ 市教育委員会が調査主体となる場合
 - ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

- ・学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

○児童の取組

- ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめは絶対にゆるさないという思いを繰り返し確認する。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
- ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友人の変化をすぐ担任に相談(情報提供)することは正義の行動であると認識する。
- ・マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみんなで話し合う機会をもつ。

○保護者の取組(※教職員の取組 参照)

- ・学校の取組に協力する。(いじめた側・いじめられた側)
- ・学校へ情報提供をする。

【参考】ネット上のいじめへの対応

必要となる基本的な対応はいじめ問題と同様だが、その匿名性の高さや時間・場所を選ばない点、解決の確認が難しい点などを考慮する必要がある。

(1) 誹謗中傷等の削除方法

- ① 問題となっている掲示板等のURLを記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- ② 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報を悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- ③ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- ④ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、警察への相談も合わせて対応・検討する。

(2) 児童、保護者への対応

- ① 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。
- ② 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- ③ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、計画的な取組を行う。
- ④ 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについてきちんと話し合わせる。
- ⑤ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。

5 いじめ防止等の年間計画

月	いじめ防止等の取組
年間	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校対策委員会（生徒指導連絡会による情報の収集・共有） 登下校・休み時間等の児童管理及び校内巡視 児童と共に過ごす機会の積極的な構築 巡回相談の活用（牧之原養護学校） 学校の取組の発信（学校だより，週報，保健だより）及びP T A活動における情報の収集・共有 児童会活動による話し合いや活動における児童同士の協力
4月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認① スクールカウンセリングや臨床心理相談等の案内文の配布と周知 いじめ問題を考える週間（第2週）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童の実態調査（「学校楽しいと」の活用）①
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題アンケート調査・集計・分析（児童）①
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）① 学校運営協議会
8月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育に関する校内事例研修（8月）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 全校「道徳」授業参観実施 いじめ問題を考える週間（第2週） 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認②
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童の実態調査（「学校楽しいと」の活用）②
11月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談月間（保護者） いじめ問題アンケート調査・集計・分析（児童）②
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題を考える週間（道徳・人権教室） 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）②
1月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認③ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（児童）③
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）③ 学校運営協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 次年度への引継